

令和2年1月8日  
総務部契約検査課

## 意見等の回答

### 1. 今回の研修会での方針は、本年度工事に適用するのか？

⇒ 受発注者共に、可能な限り反映していただきたいです。（今年度は、努力義務）なお、法令に遵守していないものに関しては、早急な対応をお願いいたします。また、来年度以降に竣工を迎える案件については必須となります。

### 2. 交通誘導員・仮設の日数は、施工量で算出されているのに、消化日数が少ないと減額されるのか？

⇒ 発注者は、当該工事の標準的な施工方法や施工条件等を考慮した上で積算を構成し予定価格を作成しています。

従って、積算上の日数根拠である積算基準及び標準歩掛り（茨城県土木部）にて一般的に必要とされるものを見積もったものであり、請負代金額の変更に関しては実際の施工日数に左右されるものではありません。

標準的な施工に対して、効率的な施工の企業努力を否定するものではなく、非効率に施工された場合も受注者の責に帰すべきものであることから、請負代金額の変更とはならないのが一般的な見解です。

#### ・増額変更となる場合の例

異常な台風の襲来など予見できない事情により工事の進捗に重大な影響が及び工期の延伸等を行う場合など・・・。

#### ・減額変更となる場合の例

特記仕様書等に「・・・延べ〇〇人配置すること」と明記がある場合は、〇〇人以上使わなければ減額となります。

※ただし、上記で述べた通りであります「マイナス計上が認められると会計検査や内部監査などで過大積算だったのでは？」など突っ込まれる要素となるので、受発注者間で調整を図るようにして下さい。

3. 書類簡素化の為、資材の伝票提出の見直しを検討願いたい。

⇒ 過積載による道路交通法違反が多々認められ受入れ難いため、引き続き伝票の提出をお願いいたします。なお、今までは、納品書等の写しを提出していただいていたましたが、原本を整理して提出していただき検査後に返却いたします。

※監督職員は現場等へ行った際は過積載に限らず、不適切な行為を確認した場合は、受注者へ改善指示等をお願いいたします。(契約検査課職員も同様)

4. 入札参加名簿にある、主観評点について加点、減点の基準を教えてください。

⇒ 牛久市契約規程第11条(資格の審査)第2項に定めています。なお、ホームページで公表【トップページの下方右側の例規集(条例など)から検索できます。】しています。

2 主観評点は、申請書を提出する年度及び前年度に完成した工事について、牛久市建設工事成績の評定に関する告示(平成30年告示第43号)に基づく工事種類ごとの工事成績(完成した工事が2以上あるときは、その平均点とし、当該平均点に小数部分が生じるときは、当該小数点第1位を四捨五入した数値とする。)から70点を減じた数値に2を乗じて得た数値とする。ただし、完成した工事の成績評定を行っていないとき、又は完成した工事がないときは、主観評点は、0点とする。

算出例

完成した工事が3件の場合

工事成績： $(72.5 + 69.5 + 71.5) \div 3 = 71.1 \doteq 71.0$

主観評点： $(71.0 - 70.0) \times 2 = 2$

よって、主観評点は2点となります。

総合評点：750

総合審査評点： $750 + 2 = 752$  (主観評点2点が加算されます。)

5. 請負金額が小さい工事に対する提出書類の簡略化。

⇒ 平成28度で開催した研修会でも類似した要望がありました。前回同様に簡略化について考えていません。

なお、請負金額が小さい工事の定義が具体的に分かりませんが、大きく分けて次にあげる3つの案件が考えられます。随意契約1号（設計金額が130万円未満）、指名競争入札（設計金額が130万円以上4,000万円未満）、一般競争入札（設計金額が4,000万円以上）があり、随意契約1号については提出書類の簡略化に努めていると思います。それ以外の案件については、補助を受けている工事等も含め最低限（共通仕様書等に準拠）の書類とし、第三者でも理解できる丁寧な内容で作成したものを提出していただきたいです。

また、これまで過剰な書類の提出は一切要求しておりません。

6. 最低制限価格制度を導入して頂きたい。

⇒ 冒頭でご説明したとおり、最低制限価格制度は平成11年度に牛久市契約規則第9条（最低制限価格）等で規定され、平成30年度に「牛久市最低制限価格の決定等に係る事務取扱いに関する告示」を制定し、最低制限価格の必要が生じた際に、速やかに運用を行なえるようにしました。

なお、最低制限価格の設定案件及び対象となる案件については、過去の類似案件における落札率等を勘案して個別に判断したうえで、市長が認めるものとしています。

また、最低制限価格の取り扱いはすべて「非公表」です。

7. 担当課と検査課から指示される書類の様式・種類等が異なり、検査時に指摘される場合があります。施工関係者が共有できる統一書類様式の開示・提供願います。

⇒ 資料.5でご説明させて頂いたとおり、建設工事書類作成マニュアルを参考として下さい。

8. ワンデーレスポンス対象工事の定義についてご教授ください。(質疑回答の遅延により出戻り工事、工事の遅延、無駄な経費の拡大などが発生します。)

⇒ ワンデーレスポンスは、設計金額が500万円以上の工事について実施し、工事現場において発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事の品質確保が懸念されます。そのため、発注者は「速やかな回答」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図ることを目的としています。(ワンデーレスポンス実施要領より抜粋)

9. 本年度より施工条件が明示されるようになりましたが、受注後、施工条件に明示されていない規制や分割施工または施工工期の延長などを指示される場合があります。施工条件変更指示による施工工数(仮設)や経費等は、契約変更対象となりますか。

⇒ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)第7条(発注者の責務)第5項において、「設計図書に適切な施工条件を明示すると共に、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」と明記されています。詳細については、発注担当課の監督職員と協議して下さい。